

○北しりべし廃棄物処理広域連合職員の勤務時間の割振り等に関する訓令

制 定 平成14年7月1日訓令第1号
最近改正 令和5年3月30日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、北しりべし廃棄物処理広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第2号。以下「条例」という。)第2条の規定によりその例によることとされる小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年小樽市条例第29号。以下「市勤務時間等条例」という。)の規定に基づき、職員の勤務時間の割振り及び休憩時間(以下「勤務時間の割振り等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り)

第2条 条例第2条の規定によりその例によることとされる市勤務時間等条例第3条第2項の規定による職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、広域連合長が、公務の都合上、必要があると認めるときは、別に定める時間とすることができる。

(休憩時間)

第3条 条例第2条の規定によりその例によることとされる市勤務時間等条例第6条の規定による職員の休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとする。ただし、公務の都合上その時間に休憩することができない場合は、別の時間に休憩することができる。

(時間外勤務命令により勤務時間が8時間を超える場合の勤務時間の割振り等の特例)

第4条 時間外勤務を命ずることにより職員の1日の勤務時間が8時間を超えることとなる場合の当該職員の勤務時間の割振り等については、前3条の規定にかかわらず、広域連合事務局長が定める基準に従い、担当主幹が変更することができる。

2 前項の規定による勤務時間の割振り等の変更は、勤務時間等変更簿(様式)により行うものとする。

附 則

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平17. 6. 22訓令1)

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年6月22日から施行する。

(平成17年7月1日から同月31日までの期間における勤務時間の割振り等の特例)

2 平成17年7月1日から同月31日までの期間における職員の勤務時間の割振り等に係る第2条、第3条及び第4条第1項の規定の適用については、第2条中「午前8時50分から午後5時20分まで」とあるのは「午前8時から午後4時30分まで」と、第3条中「午後0時15分から午後1時まで」とあるのは「午前11時25分から午後0時10分まで」と、第4条第1項中「正午から午後0時15分まで」とあるのは「午前11時10分から25分まで」とする。

3 前項の規定は、公務の都合その他の理由により広域連合事務局長又は会計課長が同項の規定に基づく勤務時間の割振り等によることが適当でないと認める職員については、適用しない。

附 則(平18. 6. 27訓令2)

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年6月27日から施行する。

(平成18年7月1日から同年8月11日までの期間における勤務時間の割振り等の特例)

2 平成18年7月1日から同年8月11日までの期間における職員の勤務時間の割振り等に係る第2条の規定の適用については、同条中「午前8時50分から午後5時20分まで」とあるのは「午前8時から午後4時30分まで」とする。

附 則(平20. 3. 28訓令1)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平21. 10. 30訓令3)

この訓令は、平成21年10月30日から施行する。

附 則（平 22. 10. 28 訓令 2）

この訓令は、平成 22 年 10 月 28 日から施行する。

附 則（平 29. 3. 9 訓令 1）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 2. 5. 18 訓令 4）

この訓令は、令和 2 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（令 5. 3. 30 訓令 2）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 改正前の第 4 条の規定は、北しりべし廃棄物処理広域連合職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 5 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 3 号）附則第 2 条第 4 項に規定する暫定再任用職員（同条例附則第 3 条第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）に関する規定として、なおその効力を有する。

様式（第5条関係）

年度 勤務時間等変更簿

主幹 印	年度		曜日	所属（担当）	氏 名	変更後の勤務時間等	
	月	日				勤務時間の割振り	休憩時間
						: ~ :	: ~ :
						: ~ :	: ~ :
						: ~ :	: ~ :
						: ~ :	: ~ :
						: ~ :	: ~ :
						: ~ :	: ~ :
						: ~ :	: ~ :
						: ~ :	: ~ :
						: ~ :	: ~ :
						: ~ :	: ~ :